

大町勤労者山の会規約

第1条 この会は、大町勤労者山の会（略称：大町労山）と称し、連絡先を谷口伸二方に置く。

第2条 この会は、長野県勤労者山岳連盟に団体加盟し、日本勤労者山岳連盟に加盟する。

第3条 この会は、楽しく安全な登山の普及と発展に努めることを目的とする。

第4条 会員は、会費を納入することにより、集会や山行に参加することができる。

第5条 この会に入会する者は、入会届に記入し会長に提出する。入会金は、1000円とする。

第6条 会員は、労山遭難対策基金に原則として2口以上加入することとする。

第7条 この会の会費は、月額800円とする。但し、会員が1世帯で2名以上の場合2人目以降は半額とする。

第8条 この会の会計年度は、3月から翌年2月までとし、会費納入については原則として総会時に1年または半年分（残は10月）を納入するものとする。

第9条 会員は、事情により休会することができる。休会者の年会費は1000円とする。

第10条 総会は、この会の最高決議機関で年1回（原則として3月）開催し、会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の3分の2の決議より議決される。また、会員の3分の1の要請があったときは、臨時総会を開くものとする。

第11条 この会は、会長1名、副会長1名以上（組織拡大・遭難兼務）、事務局若干名、財政部1名、教育部2名、機関紙編集部2名、山行管理部3名（遭難対策兼務）、女性部2名、県連理事をおき、各部は長を決めて、その運営に努める。また、顧問をお

くことができる。

＜役員任務＞

- ・ 会長：会全体の運営の統括
- ・ 副会長：会長の補佐及び組織拡大、遭難対策及び遭対基金
- ・ 事務局長：事務局の統括
- ・ 事務局：例会、総会、その他の行事などの運営及び「事務局通信」の発行
- ・ 財政部：会費、入会金、その他の出入金などの会計管理
- ・ 教育部：会員の技術的指導及び学習会、講習会の企画運営
- ・ 機関誌紙部：機関誌紙、その他の出版物の発行及び配布
- ・ 山行管理部：各山行に対する安全審査及び指導、リーダー育成、遭難対策、山行企画及び調整、山行計画書の提出先（下山報告も同じ）とし、緊急連絡先になる。
- ・ 女性部：会、連盟における女性の立場に立った活動

第12条 会員は、大町労山規約に則り活動するものとする。

第13条 会員は、山行に際しては、付則山行規定に従い行動するものとする。

2014年3月25日一部改正

2016年3月22日一部改正

付則 山行規定

第1条 山行にあたっては、本会規定の登山計画書を山行部に最低2週間前に提出し、審査及び指導を受けた後、山行1週間前に事務局及び留守本部に提出するものとする。また、計画の変更にあたっては計画書を再提出し、上記手続きを取るものとし、山行中止の場合は、留守本部及び事務局へ連絡するものとする。

第2条 山行終了後は、直ちに事務局及び留守本部に報告し、後日報告書を山行管理部へ提出し、例会で報告する。

第3条 本会は、会員の冬季及び高山への

単独及び無届山行を禁止する。(その時期及び山行については、各個について山行部が判断するものとする。)

第4条 山行への一般(会員外)参加は、山行部の許可するもの以外は禁止とする。①他の山の会員が同行する場合、本人が所属の会に山行計画書(届)を提出し、所属会の承認を得た上で、大町労山会山行への参加を認める。②個人山行に、他の山の会員や個人(無所属)が参加するとき、予め山行部に承認を求め、誘った会員が責任を持って行動する。その際、個人が山岳保険に加入していることを前提とする。また、一般参加の事故及びトラブルに関しては、本会はその責任を負わない。

第5条 山行にあたっては、リーダー及びサブリーダーを決め、その指示に従う。リーダーの選出にあたっては、山行部と相談のうえパーティ内での適任者を当てる(リーダーは、その山行への審査・指導に絶対の権限を持つものとする)。

第6条 山行時の提供車両には、当分の間、走行距離×30円/kmを単位として計算する。個人山行は、これに準じて参加者で協議して決める。カウント基点は、最初の合流(集合)場所とする。また、ドライバーが車両提供者と異なる場合は、30円/キロのうちをドライバーに10円、を車両提供者に20円として分ける。

第7条 県連関係の会議や登山学校・交流山行等の交通費補助は当分の間、別表通りとする。

山行関係交通費等の基準及び補助

		参加費	交通費	高速代	宿泊代
A	県連理事会	***	県連から支給	県連から	県連から
B	会から派遣する県連招集会議(各会三役担当者会議・総会等)		キロ20円×往復実キロ数補助	往復実費補助	実費補助
C	県連登山学校・スキルアップ等県連主催の各種講習会	3000円まで	キロ20円×往復実キロ数(最大300キロまで)補助	参加者の個人負担	参加者の個人負担
D	県連・北信越交流山行	(越える場合は、個別協議)			

県連からの支給分で不足があれば差額を会から補填する

例会や機関紙で報告する

基本的考え方

- ①会議関係(B)への出席は、会を代表して出席する「出張」であり、会から全額実費支出する。
- ②「登山学校・講習会」等(C)は、会員自らの技術向上と同時に、会に還元するという趣旨から一定の補助とする。
- ③交流山行(D)は、会員が楽しむためとの考え方で原則として自己負担とするが、一定額を会から補助する。(金額は場所等によって、会計と会長で協議する)
- ④全国連盟等の会議・交流会・講習会は、別途協議する。